

議案第 25 号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和 33 年朝霞市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書及び第 12 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

朝霞市長 富岡 勝則